

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震等による被災に関する労災診療費等の請求の事務については、地震等の影響から相当数の医療機関等において診療録等が滅失又は棄損し、労災診療費等を請求することが困難な状況にある。こうした被害の甚大さにかんがみ、下記のとおり特例措置を講じることとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 平成23年3月診療分に係る労災診療費等の請求について

平成23年3月診療分に係る労災診療費等の請求については、今回の地震による被災により診療録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における診療行為については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記(1)又は(2)の場合において下記2による特例の請求(以下「特例請求」という。)を行うことができるものとする。

- (1) 今回の地震により、診療録等を滅失又は棄損した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局又は労災保険指定訪問看護事業者(以下「指定医療機関等」という。)は、平成23年3月11日以前の診療等分について特例請求を行うことができるものであること。
この場合にあつて、同年3月12日以降の診療等分については原則として通常の手続きによる請求を行うこと。
- (2) 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する医科に係る労災保険指定医療機関であつて、平成23年3月12日以降に診療を行ったものについては、当該医療機関の状況に鑑み、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合に、同月1か月分を通して特例請求を行うことができるものであること。

2 特例請求を行う場合の取扱いについて

- (1) 特例請求を選択する指定医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成23年4月13日までに別紙の「労働者災害補償保険診療費等特例請求書」(以下「特例請求書」という。)に診療実日数等の必要事項を記入の上、労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局にあつてはその所在地を管轄する都道府県労働局に、労災保険指定訪問看護事業者にあつては傷病労働者が所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署(以下「管轄労働局等」という。)に提出すること。

(2) 特例請求額の算出方法

原則として、平成22年11月診療等分から平成23年1月診療等分までの労災診療費等支払実績により（当該指定医療機関等について特別な事情がある場合には、別途指定医療機関等と調整をする。）、下記の①から③により算出し、それを合計して支払を行うこととなる（③を加算することができるのは上記1（2）の請求を行う医科に係る労災保険指定医療機関のみ）ため、指定医療機関等においては、特例請求書に当該指定医療機関等の平成23年3月の入院、外来別の診療実日数（※）を合わせて記入すること。

なお、労災保険指定薬局又は労災保険指定訪問看護事業者については、外来分として取り扱うものとする。

（※）上記1（1）の請求を行う指定医療機関等については、平成23年3月11日までの診療実日数。

① 入院分

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月 入院分労災診療費等支払額}}{92} \times \text{平成23年3月の入院診療実日数（※）}$$

② 外来分

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月 外来分労災診療費等支払額}}{70} \times \text{平成23年3月の外来診療実日数（※）}$$

③ 平成23年3月12日以降の診療増（入院診療の増加、地震発生直後における時間外診療分）

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月 入院分労災診療費等支払額}}{92} \times \text{平成23年3月12日以降の入院診療実日数} \times 0.05$$

$$+ \frac{\text{平成22年11月～平成23年1月 外来分労災診療費等支払額}}{70} \times \text{平成23年3月12日以降の外来診療実日数} \times 0.047$$

(3) 上記1（1）に該当する指定医療機関等であつて、上記1（2）に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書若しくはこれらの写しを併せて管轄労働局等に提出すること。

(4) 特例請求を選択した指定医療機関等については、当該特例請求額をもって平成23年3月分の労災診療費等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成23年3月診療分(4月提出分)に係る請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する指定医療機関等に限り、平成23年4月13日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

なお、薬剤費及び訪問看護費用の請求についても同様の取扱いとすること。

4 4月診療分及び5月診療分の労災診療費等の請求の取扱いについて

4月診療分及び5月診療分の労災診療費等の請求の取扱いについては別途指示すること。

5 その他

(1) 特例請求の機械処理等に当たっての詳細については、別途指示するところによること。

(2) 本件取扱いについては、労災診療費審査体制等充実強化対策事業の受託事業者に協力を依頼するとともに、関係機関と連携の上、管内の指定医療機関等に対して周知を徹底すること。

労働者災害補償保険診療費等特例請求書 (平成 23 年 3 月診療分)

平成 23 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 13 号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」に定める特例請求の要件に該当することから、特例請求の算定方法に基づき、労災診療費等を請求します。

なお、請求額については、厚生労働省が保管する支払記録の平成 22 年 11 月から平成 23 年 1 月までの支給実績に基づき算定することに同意します。

平成 23 年 ____ 月 ____ 日

診療機関等請求人の

労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局等の番号 _____

(可能であれば記入をお願いします。)

郵便番号 (_____)

住所 (所在地)

名 称

責任者氏名

印

(署名又は記名押印)

電話番号 (_____)

____ 労働局長 殿

____ 労働基準監督署長 殿

1 特例請求 (該当する番号に「○」をお願いします。)

1 診療録が滅失又は棄損した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者であって、3 月 11 日以前の診療等分について特例による請求を行うもの (3 月 12 日以降は通常の手続きによる請求)。

2 災害救助法適用地域 (東京都の区域を除く。) に所在する労災保険指定医療機関 (医科) であって、3 月 12 日以降に診療を行い、当該医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難なため、3 月の 1 カ月分を通して特例による請求を行うもの。

2 平成 23 年 3 月の診療実日数

(1) 1 の 1 に該当する医療機関等

外来診療実日数 ____ 日間 (11 日以前) 入院診療実日数 ____ 日間 (11 日以前)

(2) 1 の 2 に該当する医科に係る医療機関

外来診療実日数 ____ 日間 (11 日以前) 入院診療実日数 ____ 日間 (11 日以前)

外来診療実日数 ____ 日間 (12 日以降) 入院診療実日数 ____ 日間 (12 日以降)